

会 議 録

会議の名称	和泉市個人情報保護審査会
開催日時	平成29年9月6日(水) 午後1時15分から午後2時30分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護審査会委員 森口会長、寺田委員、伊藤委員、久米川委員</li> <li>・実施機関(生きがい健康部生活福祉課) 井上課長、高橋課長補佐、辻主事、南埜主事、西垣主事</li> <li>・事務局職員(総務部総務管財室) 土本総務監、近藤室長、高垣総括主査、船津総括主査、柿花主事</li> </ul>
会議の議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年度個人情報保護制度の運用状況について(報告)</li> <li>2 留置施設等収容情報通知制度による個人情報の取得及び提供について(諮問)</li> </ol>
会議の要旨	・所管課及び事務局から案件の説明を受け、質疑応答を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他( )
その他の必要事項	会議公開(傍聴者なし)

審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

**1 平成28年度個人情報保護制度の運用状況について(報告)**

事務局から、請求件数、不服申立ての件数等の報告、及び請求内容の状況について報告を行った。

- ・平成28年度の開示請求等の件数は19件、決定内容については開示等が5件、部分開示等が8件、個人情報不存在が5件、取下げ等が1件となっている。
- ・住民票等に関する請求、印鑑登録票に関する請求、介護度に関する請求、DV問題に関する請求等があった。
- ・平成29年度は8月末現在11件の請求があり、例年と比較して増加。昨年と大きく傾

向は変わらないが、救急活動記録に関する請求、印鑑登録票に関する請求、住民票等に関する請求等が出ている。

委員 印鑑登録証明書交付申請書や住民票の交付申請書は、誰が印鑑登録証明書や住民票を請求したのかを知るためのものか。

事務局 そうである。

委員 17番の開示請求の情報の件名は請求者がこのように記載してきたのか。きちんと文書が特定できるような書き方に補正させるべきである。

事務局 なかなか補正させるのが難しかった。

委員 他の自治体であれば、補正を2回依頼しても特定できないような書き方をしているようであれば、文書を特定できないとして非開示（却下）としているところもある。

委員 個人情報開示請求の方は、実施機関別請求件数のページがない。書いてあるほうがわかりやすい。

委員 遺族からの開示請求があるが、遺族からの請求は受け付けるように条例で規定しているのか。

事務局 和泉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）では、遺族として配偶者、親、子からの開示請求を認めている。昨年度は孫からの開示請求があったため、審査会に諮問し、条例上の遺族に準じる者として開示請求権を認める旨の答申をいただいた後に開示した。

## 2 留置施設等収容情報通知制度による個人情報の取得及び提供について（諮問）

資料に基づいて、生活福祉課から説明を行った。

- ・生活保護法に基づき生活保護を受けている者（以下「被保護者」という。）が逮捕・勾留された場合、その者には刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律により食事や医療が提供されることになるため、生活保護費の支給停止等が必要となる。和泉市福祉事務所（以下「和泉市」という。）及び大阪府警察犯罪抑止戦略本部（以下「大阪府警」という。）が協定書を結び、被保護者又は被保護者と認められる者が逮捕・勾留された場合にその事実を大阪府警から和泉市に対して通知することにより、生活保護法による保護と刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に定める処遇の二重の保護（支給）を防ごうとしている。そこで、被収容者の個人情報を収集・外部提供することがあるため、本審査会に諮問するものである。
- ・連携を行う機関は、和泉市と大阪府警であり、大阪府警から和泉市へは、被保護者又は

被保護者であると認められる者が逮捕された後、勾留が決定された事案について、和泉市から大阪府警へは、大阪府警から通知された者につき、被保護者に該当しなかった事案について連絡するものである。

- ・大阪府警から和泉市へは、氏名、生年月日、性別、勾留後の留置先、逮捕年月日を、和泉市から大阪府警へは、被保護者に該当しないという情報を、それぞれ大阪府警の情報取扱担当者と和泉市の情報取扱担当者と電話にて通知を行う。
- ・関係機関は、相互に提供された情報について、情報取扱担当者を限定し、帳票類は施錠設備のあるロッカーで適切に管理するものである。

委員 被保護者の氏名等をあらかじめ大阪府警に情報提供するということか。

生活福祉 そうではない。警察に勾留された者が自分は和泉市の被保護者であると供述したり、警察でその可能性があるとわかった時点で和泉市に通知が来る。

委員 勾留された者が自分が被保護者であると供述したことを受けて大阪府警が和泉市に被保護者かどうか確認してくることに對し、回答してもよいか諮問しているのか。

生活福祉 大阪府警から被収容者の個人情報収集し、大阪府警から通知された被収容者が被保護者に該当しない場合にその事実を情報提供することを含めて、留置施設等収容情報通知制度（以下「本制度」という。）に参加してよいかを諮問している。

委員 勾留された者が自分が被保護者であると供述し、それを大阪府警が和泉市に確認するだけであれば、確認することについて本人の同意を得ているとみなすことができるのか。

委員 本人はあくまで被保護者という事実を言っているだけであり、そのことを確認するために、個人情報を収集、提供していいと言っているわけではない。

委員 本人に和泉市に問合せをしてよいか意思確認をし、同意をもらえれば問題ないのか。

委員 それだけでは、和泉市が回答してよいかの同意は得ていないことになる。

委員 今まではどのような運用をしていたのか。

生活福祉 今までは逮捕・勾留された時点で、そのことを和泉市が把握することは困難であり、大阪府警から照会文書が届いてから把握していたため、それまでの期間は、生活保護費の過払いが発生していた。

委員 照会文書に対しては回答していたのか。

生活福祉 刑事訴訟法に基づく照会であるため、回答していた。

委員 警察から照会文書が来れば把握することができるが、生活保護費の過払いを防ぐために今までより迅速に把握したいということだが、生活保護費の過払いは1人当

たりどのくらいになるのか。

生活福祉 仮に単身世帯の無収入者で、家賃が限度額の39,000円であれば、生活保護費は1か月当たり11万円ほどになる。把握が遅れてしまうと1人1か月当たり11万円の過払いが発生する。

委員 勾留されても20日ほどで釈放されれば家賃は必要になる。家賃の分の生活保護費を削られてしまうと、被保護者はその間の家賃が支払えず、家を追い出されて住むところがなくなってしまう。また、勾留が2か月くらいになって、起訴猶予で釈放されたとしても、その間は家を借り続ける必要があるため、家賃は必要である。単身者ではなく、配偶者や子がいた場合はどうなるのか。勾留中も一定のお金は必要である。これまでも過払いはあったのに、今まではなぜ対応していなかったのか。今になって急に対応することについて、非常に唐突感がある。本制度の導入で、本当にいくら過払いが削減できるのか。単身者で月11万円の支給がなくなるのであれば、それは生活保護打切りも同然である。一度でも勾留されると、最低限度の生活が送れなくなるのではないか。条例上は問題なくとも、そもそも制度として疑問が残る。

委員 本制度導入によりいくら過払いを防ぐことになるのか。

生活福祉 金額は大阪市の例になるが、平成29年1月9日の新聞朝刊には、平成26年7月1日から平成28年10月末までの2年4か月間に大阪府警から1,170人の情報提供を受け、うち1,138人の保護受給が確認できたことにより、少なくとも6,400万円の過払いを防いだと記載されている。

生活福祉 例を挙げると、3人世帯のうち1人が勾留された場合は月約15,000円、2人世帯のうち1人が勾留された場合は月約20,000円減額される。家賃については、もし勾留期間が20日間で、2か月にまたがる場合であっても、どちらの月も減額されない。丸1か月その月に勾留されていれば、家賃も減額対象となる。その場合、本人が釈放されたあとに、生活保護法第63条に基づき、生活保護費を返還してもらうこととなるので、生活保護が打切り等になるわけではない。現在は、親族等から逮捕・勾留の情報を得て、その旨を確認後、生活保護の廃止の手続をしている。

委員 被保護者は保釈金を支払うことができず、2か月間勾留されている場合が多い。その間に生活保護を打切りにするより、釈放された後に生活保護費を返還してもらうほうがよい。

委員 今回の諮問内容で考えると、本人が情報の照会・回答に同意した場合は問題なく情報収集・提供ができる。また、先ほどからの議論になっている勾留された場合の生活保護費の減額、打切りについては、何か月間か勾留されていると住むところが

なくなるというのであれば問題だと思うが、このことに関して本審査会での議論をするのかは疑問である。勾留期間が長くなれば、生活保護費が減額、打切り等になることは決定しているのか。

生活福祉 それ自体決定しているわけではなく、生活保護の廃止については事案ごとの判断になる。

委員 逮捕後の勾留は20日程度であるが、判決を受けるまでの未決勾留期間が長い場合があるため、そのときに生活保護費の過払いが生じると思う。未決勾留期間に保釈金を支払えば釈放されるが、被保護者はお金がなく保釈されないことが多い。

委員 仮に懲役2年になったらどうなるのか。

生活福祉 長期の懲役の場合は、生活保護が廃止になる可能性が高い。

委員 その場合の情報はどういったやりとりになるのか。

生活福祉 警察から情報提供を受けたあとは、市で時期をみて何度か調査を行い、生活保護の廃止の判断をする。

委員 個人情報がどのようにやりとりされるのかということと、その情報に基づいて生活保護がどのように廃止されるのかという二つの話がある。

委員 個人情報のやりとりに関しては、本人の同意を得た上で個人情報の収集、提供を行うか、又は従来どおり文書で照会することで十分だと思う。

委員 大阪府警が外部提供することについては大阪府の審議会に諮問することになるかと思うが、和泉市では本人以外から個人情報を収集するというで条例第8条第3項第6号に基づき審査会に諮問しているのか。

生活福祉 そうである。

委員 和泉市から大阪府警には「生活保護に該当しない」という情報を提供するのか。

生活福祉 大阪府警には生活保護の有無を回答する(受給している場合は回答せず、受給していない場合のみ、その旨を回答する)こととなるので、個人情報の外部提供に当たるため、条例第9条第1項第6号に基づき諮問している。

委員 事後に勾留が判明した場合、生活保護法第63条に基づき返還命令を行っているかと思うが、その場合に生活保護費は返還されているか。

生活福祉 引き続き生活保護の相談に来られた場合は、月いくらずつであれば返還できるか相談している。返還額の上限は月5000円までと決まっている。その中で引き続き生活保護を受ける人には、できる範囲で返還してもらっている。

委員 和泉市の被保護者の中で、だいたい年に何人くらい勾留されるのか。

生活福祉 平成27年度は10件、昨年度は5件である。

委員 全部で生活保護世帯は何世帯くらいあるのか。

生活福祉 約2800世帯である。

委員 今までで勾留事実が事後に判明したことはあるのか。

生活福祉 ほとんどが事後判明である。

委員 本制度がなければ、逮捕・勾留中に把握することは難しいということか。

生活福祉 そうである。勾留が判明した時点で生活保護を廃止し、それまでの過払い分については返還してもらっている。本制度の導入によって判明までの期間が短くなる。

委員 近隣市の状況はどのようなものか。

生活福祉 和泉市とほぼ同じ進捗状況だと聞いている。審査会に諮問する市町村もあるとは聞いているが、審査会が終わったかどうかは確認がとれていない。

委員 大阪府は2月に審議会に諮問するので、それまでに各市町村で審査会に諮問しておく必要がある。

委員 仮に和泉市が本制度を導入しないとどうなるのか。

生活福祉 逮捕・勾留の情報提供がないため、今までどおりの運用となる。

委員 本審査会は個人情報の収集・提供等のやりとりについて判断する機関である。その個人情報を収集・提供することによって生活保護をどのように停廃止するかということも踏まえて個人情報のやり取りの可否を判断しなければいけないとなると、非常に難しい。

委員 繰り返しになるが、本人からの同意を得るか、従来どおりの運用で十分であるように思う。わざわざ本制度を導入するだけのメリットがないように思う。

委員 本人から同意を得るとはどういうことか。

委員 大阪府警から和泉市に逮捕・勾留に関する個人情報を提供し、また、和泉市から生活保護に関する情報を提供してもらうことについて、本人から同意を得ることである。

委員 生活保護法に基づく調査権限はないのか。

生活福祉 居所不明の場合であれば、生活保護法第29条に基づき、照会・調査をしている。ただ、長期にならないと判明しにくい。

委員 生活保護法に基づき、大阪府警に逮捕・勾留の事実について照会した場合は、回答を得ることはできるのか。

生活福祉 法律に基づく照会のため、回答してもらえる。和泉警察署に照会すると、和泉警察署が大阪府警に確認し、回答をくれる。

委員 本制度がなくても、ある程度勾留の事実の把握はできるが、それには人員や時間がかかるということか。

生活福祉 そうである。

委員 生活保護費は窓口払いではないのか。

生活福祉 現在はほぼ口座振替により生活保護費を支給しており、窓口払いは100人程度

である。

委員 窓口に来庁してもらったり、ケースワーカーが訪問したりして、状況確認しているのではないのか。

生活福祉 長期間にわたり生活保護費を受給している人に関しては、年数回の確認になる。

生活福祉課 退席

委員 そもそも大阪府警が大阪府の審議会に諮問したとしても、逮捕・勾留情報を他市等に提供してもよいという結論になるかわからない。

委員 生活保護費の過払いを防ぐ必要性は理解するが、好ましいことではない。本人の同意を得るか、又は従来どおりの法令に基づく照会で足りるのではないのか。

委員 必要性があるとも思えない。大阪府の審議会での答申がどうなるかもわからない。

委員 近隣市の状況もわからない。大阪府は平成30年2月に諮問すると記載しているが、和泉市はなぜこんなに早い時期に諮問したのかわからない。

委員 本制度の必要性を判断するためには、具体的な過払い金の額や近隣市の情報等を収集した上で、再度諮問してもらってはどうか。

委員 今回は答申は保留とする。

委員 本制度を導入しなくとも他の方法で逮捕・勾留事実を把握することができ、また勾留件数や金額多くないため、他の方法で十分かと思える。

委員 単純に勾留されたから保護打切りというわけではないと思うが、情報を収集・提供したあとの対応がわからない。

委員 審査会では個人情報の適正管理について判断することになるが、その個人情報がどのように利用されるのかを踏まえた上で判断するかどうか悩ましい。

事務局 主な審議内容としては個人情報の適正管理になるかと思うが、附帯意見として利用方法等についてもこのような点に配慮されたい、として意見を述べることはできる。

委員 どのように利用するかを理解した上でないと、適正管理について判断できない。

委員 過払い案件やその金額のデータ、近隣市の状況を収集した上で継続審議し、その上で判断する。

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。